

マルイチオナー新聞

賃貸経営マーケットレポート

賃貸経営、不動産売買、有効活用の提案

■発行所:丸一不動産株式会社 ■本社:北区上十条2-8-11 金高歯科ビル1階 ■TEL:03-5993-1841 ■FAX:03-3907-6157
■2024年6月号 ■毎月1回発行 ■URL:<http://www.m-1.co.jp/> ■E-MAIL:mail@m-1.co.jp

地元の不動産は地元の不動産屋さんに
をモットーに、十条エリアで60余年

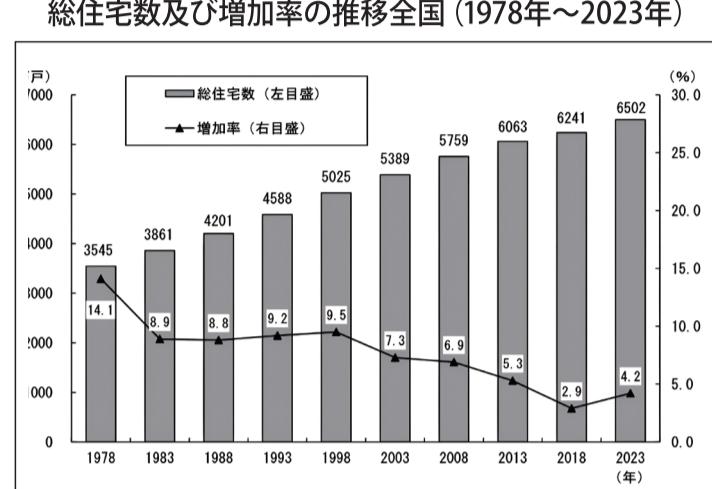
賃貸管理・賃貸経営コンサルティング 売買全般・不動産相続問題・空家問題等を得意としております。

免許番号:東京都知事(16)第9236号
加盟団体:社団法人全国宅地建物取引業協会
社団法人東京都宅地建物取引業協会
社団法人全国賃貸不動産管理業協会

わが国の総住宅数は過去最多の6502万戸

5年に一度実施される総務省の「住宅・土地統計調査」は、わが国の住宅政策の根幹に関わるデータとされ、住宅と世帯の実態が浮き彫りになるものです。今回で16回目で、今年9月頃に公表予定の確定値に先駆けて概数集計が公表されました。主な部分を紹介します

の6502万戸



*出典：「令和5年住宅・土地統計調査」住宅数概数集計（速報集計）結果

が全体のほぼ半数の44
3万戸で、「売却用」が
33万戸、「二次的住宅（別
荘など）」38万戸、「賃貸・
売却用及び二次的住宅を
除く空き家」が385万
戸。空き家数の推移は、
これまで一貫して増加が
続いており、1993年
から2023年までの30
年間で約2倍規模となつ
ています。

5年は一度実施される「住宅・土地統計調査」の結果は、少子高齢社会が進む中、各方面から高い関心が集まっています。それだけに、今回の公表で賃貸住宅の空き家数の調査結果が注目されていましたが、5年前に比べ2・3%増。また、20年前と比べても76万戸増の規模です。

これから賃貸経営は、こうした空き家の現実を冷静に判断した管理、運営が求められることは間違いないところです。

A bar chart titled '総住宅数を都道府県別に見る' (Viewing the total number of households by prefecture). The vertical axis on the left represents the number of households in millions, ranging from 0.0 to 30.0. The horizontal axis lists 17 Japanese prefectures. Each prefecture has a bar with its name above it and a numerical value below it indicating the household count.

都道府県	総戸数 (万戸)
東京都	30.0
大阪府	25.0
神奈川県	20.0
埼玉県	15.0
千葉県	10.0
滋賀県	5.0
長野県	4.5
群馬県	4.0
山梨県	3.5
福井県	3.0
新潟県	2.8
岩手県	2.5
宮城県	2.2
秋田県	2.0
山形県	1.8
福島県	1.5
鳥取県	1.2
島根県	1.0
岡山県	0.8
香川県	0.6
徳島県	0.4
高知県	0.3
愛媛県	0.2
沖縄県	0.1

公表された住宅数概数集計の結果によると、2023年10月1日時点のわが国の総住宅数は6502万戸で、5年前の2018年と比べ、261万戸、4・2%の増加。総住宅数はこれまで一貫して増加が続いており過去最多となっています。



わが国の総住宅数は過去最多の6,502万戸。世帯数の増加も続いており、今後も増加傾向が継続すると見られています

%、埼玉県9・4%、神奈川県9・8%、東京都11%、愛知県11・8%などで、やはり住宅需要の大きい地域の空き家率が低くなっているのが分かります。

空き家問題と相続登記義務化について

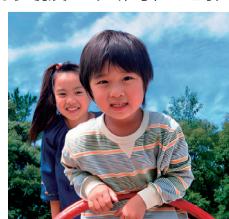
「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集始まる
1戸当たり上限100万～500万円の補助

4月1日より、子育てに配慮した賃貸アパート・マンションの新築と改修の取り組みの対策費が補助される、「子育て支援型共同住宅推進事業」の新年度の募集が開始されました。

転落防止の手すりや補助錠の設置、防犯性の高い窓や玄関ドアの設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置に対する支援です。

また、キッズルーム・集会室などの多目的室の設置や、遊具・水遊び場・砂場のプレイロットの設置など、居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対しても支援されます。1戸当たり上限500万円の補助（交流を促す施設の設置）です。

こうしたおり、早速、社会的ニーズに呼応してD社から国土交通省の「子育て支援型共同住宅推進事業」に対応した賃貸住宅が販売されました。住宅内での事故防止や防犯対策のための設備と、子育て期の親同士の交流機会創出のための設備が標準設置されています。



今月の記事にもありますが、この5年間で全国の空き家の数は51万戸増えて900万戸になりました。30年前の調査と比較すると倍以上に増加しているそうです。今後、国が余程の特別な策を講じない限りこの数は加速度的に増加していくでしょう。東京都の空き家率は11%で全国平均と比べるとまだ低い数値ですが、これから先東京の人口も減少に転じるにつれ空き家率も高くなつて行くことが予想されます。今後どのようにして空き家の数を低く抑えて行くべきか?経済を活性化させ不動産の価値を維持していくためにも空き家の問題を解決する事は私達不動産を扱う者にとっては重要課題であると認識しております。

ところで、今年の4月1日から法律によって相続登記が義務化された事は皆様ご存じでしたでしょうか？実は全国には不動産所有者が不明であったり、不動産所有者が亡くなってしまっても相続の登記をされないまま放置されている不動産が沢山あると言われています。では何故相続登記がなさ

ではないのでしょうか?理由は様々あるでしょうがこうした所有者不明の空き家や空き地が周辺環境を悪化させたり、民間取引や公共事業を進める上で障害となる等、大きな社会問題となりつつあるのです。この法律は相続が発生して不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記をしなかった場合、10万円の過料が課されるというものです。この法律が施行された背景には先ほど述べた社会問題の他にやはり空き家の問題がリンクしていることは簡単に想像ができます。

実務において空き家になっているお宅に用事があるためコンタクトを取る手段として不動産登記簿謄本を閲覧しても、その不動産が相続の登記が成されていない（亡くなった方の名義のままである）ため、今の所有者を知る事が出来ないケースが良くあります。この法律が不動産の流動化に少しでも寄与してくれることを願って止みません。

代表取締役 吉田